

日時：令和6年11月12日（火）

場所：うるま市保健相談センター

沖縄県後期高齢者医療広域連合 主管課長及び担当者会議

事業課資料

保険給付2グループ

- (1) 葬祭費の支給要件緩和について〈火葬のみでも可〉
- (2) 公金受取口座の運用について〈開始時期の見送り〉
- (3) 高額療養費の事前登録に係る申請書の取り扱いについて
- (4) その他・質疑応答

葬祭費の支給要件緩和について

1. 背景

ここ数年、被保険者が亡くなった際に告別式等の葬儀は執り行わず、火葬のみで終える事例が増えてきている。

現在は、葬儀やお別れの会（親族等で死者を弔う食事会等）を実施した場合のみ葬祭費の支給対象としており、これまで火葬のみを行った場合は支給対象としていなかった。

2. 変更点

今後、直葬（火葬のみ）の場合でも、葬祭費の支給対象とする。

3. 理由

- （1）直葬の需要が増加傾向にあるため。
- （2）九州において、支給対象としている広域連合が大半を占めているため。

4. 必要書類

通常の葬祭費申請と同様の書類（下記のいずれか）

- （1）領収書等（会葬礼状含む）
- （2）火葬許可証

※領収書の宛名や火葬許可証の申請人欄と異なる者の口座に振り込む場合は、委任状が必要

公金受取口座の運用について

1. 振り返り

昨年度（令和 5 年 5 月）の担当者会議において、事務負担の増加や誤入力による振込不能の発生の恐れがあることを理由に、システム改修による「一括照会」が可能となるまでは、本格運用を見送る姿勢であることをお伝えしていたところです。

2. 状況及び今後の運用

現在は、システム改修が行われ、令和 6 年 5 月末から一括照会が可能となりましたが、当広域連合としては、引き続き「運用開始を見送る」方向で考えています。

3. 理由

(1) 全国において、公金受取口座を運用していない広域連合が半数以上を占めているため。

47 広域連合中 26（被保険者数が多い東京都や神奈川県も含まれる）

(2) R6 年度中に標準システムの機器更改（システムのクラウド化）が予定されており、影響が懸念されるため。

(3) その他（振込不能の増加、振込口座の変更、エラーによる支給遅延等）。

4. 市町村へのお願い

公金受取口座の利用希望者から問い合わせがありましたら、本格運用の開始時期は「未定」である旨をお伝えし、通常受付をお願いします。

補足

公金受取口座制度とは、金融機関に開設している預貯金口座について、1 人 1 口座、後期高齢者医療制度等に係る給付金等の受け取りのための口座として国（デジタル庁）に登録することにより、その口座情報を各給付手続き等において活用する制度のことです。

被保険者がマイナポータル等から給付金等の受取口座を登録し、後期高齢者医療制度に関する各支給申請書内において公金受取口座の利用を希望した場合、その登録した口座を振込先として指定（利用）することができます。公金受取口座を利用する場合は、申請書への口座情報の記載や通帳の写し等の添付が不要になります。

【 ＊ ＊ ＊ R5年度会議資料 ＊ ＊ ＊ 】

公金受取口座を活用した保険給付等の運用について

1. 状況 〈【別紙1】参照〉

公金受取口座の運用開始日について、厚労省より令和5年2月13日とされていたところですが、沖縄県後期高齢者医療広域連合では、以下の理由より、本格運用の実施時期は令和6年度以降となる見込みとして調整中です。

2. 理由 〈前回会議（R4.11.25）同様〉

現在の標準システムの運用において、公金口座を利用する場合、1件ずつ個別に情報照会を行い、照会結果についても1件ずつ手入力する仕様となっています。これでは、事務負担の増加や誤入力による振込不能の発生の恐れがあります。

「公金受取口座登録制度」への根幹である安全性・信頼性確保及び事務負担軽減のためにも、極力人の手を介さず、公金受取口座情報を標準システムに一括で取り込める機能の構築・改修が必要と考えています。

そのため、本格運用の実施時期については、システム改修後と考えており、現時点では令和6年度以降になる見込みです。

3. 市町村へお願い 〈前回会議（R4.11.25）同様〉

☞ 標準システム「V04-01」でリリースした新様式（【別紙2-1】～【別紙2-5】）

をお使いください。

☞ 新様式と標準システムの口座登録時の公金チェック欄（【別紙2-6】）は使用し

ないでください。

☞ 公金口座希望者が申請に来た場合、本格運用の実施時期が令和6年度以降になる見込みである旨を説明し、通常受付をお願いします。

高額療養費の事前登録に係る申請書の取り扱いについて

ケース別	高額療養費が発生してない(事前登録の申請希望あり)		高額療養費が発生している
	存命	死亡	死亡
提出様式	①後期高齢者医療高額療養費支給申請書(blank)	①後期高齢者医療高額療養費支給申請書(blank) ②約定書等	①後期高齢者医療高額療養費支給申請書(標準システムから出力可) ②約定書等
個人番号 (マイナンバー)	記載必須	記載不要	記載不要
申請書下部の 申請者欄	被保険者本人	相続人	相続人

※すでに受付済みの高額療養費口座がある場合は、これまでどおり「口座変更届」で対応をお願いします。

事 務 連 絡
令和 6 年 10 月 15 日

市町村後期高齢者医療ご担当者 様

沖縄県後期高齢者医療広域連合
事業課 給付 2G

後期高齢者医療高額療養費の事前登録にかかる申請書様式について

日頃より後期高齢者医療制度の運営にご協力賜りお礼申し上げます。
みだしの件について、年齢到達等で資格取得した被保険者の高額療養費受取口座について高額療養費発生前に口座登録をする運用を行っている市町村がございます。

その際に口座届出の提出をもって登録されていますが、「高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第 70 条」において、個人番号も必須記載事項として定められております。

しかし、口座届出の様式には個人番号の記載欄が無いため、今後事前登録を行う際は口座届出の様式ではなく、高額療養費支給申請書のblank用紙を使用し事前登録を行うようお願い致します。

※進達の際、事前登録分については高額療養費の綴りではなく、口座変更の綴りに事前登録分と口座変更分に分けて提出をお願いします。

沖縄県後期高齢者医療
事業課給付2G 真栄城
TEL:098-963-8013